



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（一）：兼俱書写系『日本書紀纂疏』の性格
Author(s)	金沢, 英之
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 148, 51(右)-89(右)
Issue Date	2016-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/bgsl.148.r51
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60985
Type	departmental bulletin paper
File Information	148_03_kanazawa.pdf



吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（一）

——兼俱書写系『日本書紀纂疏』の性格——

金 沢 英 之

はじめに

吉田兼俱「一四三五—一五一」による『日本書紀』研究の足跡として、日付の明確なものでは文明九年「一四七七」以降くりかえし行われた『日本書紀』講の聞書が多数残る。とりわけ月舟寿桂による聞書を兼俱自身が修正を加えつつ書写した『日本書紀神代卷抄』（文亀二年「一五〇二」以降）は、巻一奥書に、「此聞書、当流之師説、一言一句無違却。尤可謂後代之亀鏡乎／神道長上從二位卜兼俱^①」とあり、兼俱説の集大成として受けとめることができる^②。これらの聞書における兼俱説は、先行する一条兼良『日本書紀纂疏』に多くを負うことが従来指摘されている^③。兼俱による『纂疏』の受容を示す資料として、兼俱書写とされる『日本書紀纂疏』写本の存在が知られ^④、文亀二年以降に

『纂疏』の説を自説とともに抄出した『纂和抄』が現存する。また、自筆本『日本書紀神代卷抄』が作成される以前の講義の際に用意された講案と考えられる控えの断片を後世にまとめたものが、『日本紀神代抄下』^⑤として残されている。さらに、兼俱による頭注・傍注形式の書き入れが卜部兼夏本『日本書紀』神代卷に多数見られるほか、これと関連すると考えられる書き入れが、自筆本『日本書紀神代卷抄』や、兼俱書写系『日本書紀纂疏』にも存在する。

以上のように、兼俱の『日本書紀』研究の跡を留める資料は多岐にわたって存在する。個々についての考察はこれまでもなされてきており、聞書を中心に資料同士の関係やその関係から推測される総体としての兼俱説の展開についても既に論があるが、資料の雑多さゆえ、なお十分明確でない部分が残されている。

稿者は、『日本書紀纂疏』の成立・統貂」（『上代文学』116、二〇一六、以下「別稿」）において、一条兼良『日本書紀纂疏』を、『日本書紀』の内的論理を追求する注釈の出現によって特色づけられる『日本書紀』の時代^⑦の嚆矢と捉え、その成立過程について論じたが、十五世紀半ばに新たに出現したこの『日本書紀』理解の地平を、十七世紀以降に族出する近世の『日本書紀』注釈群へとつなぐ位置にある存在として、兼俱による『日本書紀』研究の重要性は大きい。^⑧本稿はこうした状況に鑑み、兼俱の『日本書紀』研究関連資料について、各々の資料的性格とその間の関連性をあらためて考察し、基礎的な整理を試みる第一歩として、兼俱によって書写された『日本書紀纂疏』の性格を検証するものである。

兼俱書写系『纂疏』の問題——兼良一次本・二次本との関わり

中世の神道思想を領導した両部神道や、本地垂迹を唱える個別寺社の神道に對抗し、神代より唯一受け継がれた「元本宗源神道」を称する吉田兼俱の神道説がかたちをととのえたのは、応仁・文明の大乱（応仁元年「一四六七」〜文明九年「一四七七」）による京の混乱がつづくさなか、文明二年頃のことであつたと推測されている。⁹⁾ その霊場となる斎場所が自邸内に建てられたのもまたこの時期だつた。¹⁰⁾

一方、『日本書紀』の研究に関しては、卜部家の「家学」でもあり、それ以前から行われていたと考えられるが、『日本紀』や兼方本・兼夏本『日本書紀』神代巻の書き入れ等にかがえるような、訓詁を中心とした従来の注釈を一新し、神道的・思想的要素の色濃い兼俱自らの『日本書紀』注釈が生み出されていたのは、やはりこれ以降の時期であつただろう。『晴富宿禰記』（図書寮叢刊、宮内庁書陵部、一九七一）文明十年二月二十五日条に、「三品（兼俱）乱後稽古、去年講釈日本紀」とあるのはこの間の事情を物語る。

右に『晴富宿禰記』のいう「去年」、すなわち文明九年の講は、四月から九月にわたって行われたことが、相国寺の景徐周麟（宜竹）による聞書（天理図書館蔵『神代聞書』）により確認される。以後、日付の分かる聞書の存在する講に、文明十二年四月開始（壬生雅久、天理図書館蔵『神代関鍵鈔』および両足院蔵無題抄『両足院蔵日本書紀抄』臨川書店、一九八六）、同十三年四月開始（比叡山桐林房證宣草案・花王坊円信清書、慶應義塾図書館蔵『日本紀聞書天』）、同年五月開始（景徐周麟聞書、天理図書館蔵『神書聞塵』（神道大系『日本書紀註釈（下）』神道大系編纂会、

一九八八）のものがあり、内容から明応九年「一五〇〇」の後柏原天皇即位以後の講の際の聞書と判断されるものもある（円満寺聞書、天理図書館蔵『日本紀聞書拔書』）。兼俱自筆本『日本書紀神代卷抄』のもととなった月舟寿桂聞書も、明応六年の日蓮宗との論争を指して「数年前」とする記述が見えることから、これに近い時期のものと推定される¹²。その他、聞書の現存しない講も、文明十二年十月から十一月にかけて後土御門天皇への進講、文明十八年十一月以前の足利義尚將軍殿での講をはじめ、複数あったことが諸日記類より確認できる¹³。

これに文亀二年「一五〇二」以降の成立と考えられる自筆本『日本書紀神代卷抄』および『纂和抄』を加えて見たとき、兼俱が、文明九年を皮切りに、以降生涯の大半にわたり、『日本書紀』とためみなく向き合いつづけたさまが浮かびあがる。

そうした兼俱による『日本書紀』研究を支えつづけた柱のひとつが、先行する一条兼良『日本書紀纂疏』の存在だった。その影響の大きさは、晩年にいたりあらためてその説を『纂和抄』として抄出していることからわかるが、文明九年四月講の段階で、すでに『纂疏』の説は兼俱による講釈の随所に取り入れられている。たとえば、当該講の景徐聞書に、

- ・一書——禅閣御抄ニ、国常ハ一心身ノ根源ヲ指ソ、虚静ナルコト如鑑ソ（5ウ）
 - ・一書曰——高天原ハ上ニ沙汰アリ。纂疏ニ、原ハ天ノ高平ナヲ云トアソハスソ（8オ）
 - ・上ニヲココ嶋ト云ハトコソ、（中略）禅閣ノ疏ニハ、叡山ヲ云トアリ（9オ）
 - ・嶋ハ小鳥ソ。纂疏二人ノ死スルニ沐浴ラスルニ、綿テスルト云説アリ（30ウ）
- 等とあるのはそのほんの一端である。また、素戔鳴尊の八雲歌詠に関して「字妙」「句妙」「意妙」「始終妙」の「四妙」

を挙げて論ずるなど、明示することなく『纂疏』に拠って講釈を行う箇所も見受けられる。

したがって、兼俱による『日本書紀』研究を考える上でまず基礎となるべきは、兼俱が具体的にどのような『纂疏』を手もとに置き、これとどのように関わってきたのかという問題である。これに関し、西田注(3)前掲論および岡田注(3)前掲論により報告された、兼俱自筆本とされる吉田文庫旧蔵『日本書紀纂疏』の存在が注目される。現在の所在は不明となっており実物には接し得ないが、かつて吉田文庫に所蔵されていた時点で西田氏の行った調査ノートが岡田注(3)前掲論に紹介されており、その冒頭部分および奥書を知ることができる。⁽¹⁾

同書外題には、卜部兼雄の筆で「兼俱御筆日本書紀纂疏天地人三冊」とあるが、「全部ヲ兼俱ノ一筆トスベキカハ、尚ホ疑問ナルモ、当時ノ古写タルハ無疑」という西田氏の判断が示されている。ただし天地人三冊のうち第二冊にある奥書については、「以下ハ兼俱自筆」とされる。その奥書を岡田注(3)前掲論所引西田ノートにより次に引用する(便宜のため丸数字を付す)。

①太閤御抄纂疏、章句分別難義。一夕励愚慮、断本書之言句、分纂疏之注解。此御抄、儒仏才学、最可練習矣。但写而不述、信而好古而已。

長禄三年仲春初九

紀

累葉

神道長卜部朝臣「花押」

②当書之神代卷者、神皇奥積、當流之家業也。依為競望之親切、結度之講席、遂重々面授畢。若如有要器之懇志者、義釈之演説、敢不可猶予者乎。

明応六季^曆夏立秋日

神道長上從二位兼俱

授与法印權大僧都頭海

右の奥書①によれば、本書は長祿三年「一四五九」二月に、『日本書紀纂疏』の文脈理解のため「断本書之言句、分纂疏之注解」つて作成されたものだという。

兼良『纂疏』には一次本・二次本の二種のあることが知られるが、うち一次本については、近藤喜博「日本書紀纂疏・その諸本」（『芸林』7-3、一九五六）が、寛文四年「一六二七」中院通村写『神祇雑々』（無窮会神習文庫蔵）に、「神書纂疏」、庚正年中内裏「講尺」御時、後成恩寺殿被撰」とあるのに注目し、康正年間「一四五五—一四五七」、宮中での『日本書紀』講の講案として成ったものとした。¹⁵すると、兼俱は『纂疏』一次本の成立間もない頃にこれを手に入れ、右の奥書のごとく手を加えた写本を作成していたことになる。

ただし、この兼俱の奥書には問題のあることが岡田注（3）前掲論により指摘されている。兼俱の「神道長」（「神道長上」）なる自称は、文明八年「一四七六」八月十三日の『親長卿記』（増補史料大成、臨川書店、一九六五）を初出とし以降の資料に散見されるのに対し、それ以前には、「神祇權大副兼侍從卜部朝臣兼俱」（天理図書館蔵『集筆』卷十六（表題「相承秘抄」）所引、「解除呪文并重位口決」の伝授に関する文明四年の奥書案）のように、正式な官職を記すのが常であることから、文明年間初期にはいまだ「神道長（上）」を称していなかったと考えられ、右の奥書も長祿三年当初に書かれたものとは考えられないという。岡田論はこれについて、文明十三年五月講の景徐聞書に、「纂書ハ、一条殿御作ソ。卅年アマリサキニ、本書ニ部ヲワリテ、入タソ。我等カスルソ。其本小補写之」^{ウッス17}とあるのに着

目し、相国寺の横川景三（小補はその別号）が文明十三年以前に本書を書写した際に、兼俱が付加したものと説明している。

しかし、兼俱が長祿三年に『纂疏』を書写・改変し、「断本書之言句、分纂疏之注解」った本を作成したという奥書の内容が事実であったとしても、吉田文庫旧蔵本を含む現行兼俱書写系本は、その時の本そのものではなかったと考えられる。これには兼良『纂疏』の成立過程が関わる。

前述のとおり、兼良『纂疏』一次本は康正年間に成ったと考えられるが、さらに近藤喜博「日本書紀纂疏の成立」（『ビブリア』9、一九五七）は、中臣祐範書写系¹⁸『日本書紀纂疏』本奥書に、

御本云此御抄大閣御本紛失。以予本今度令写給之次、或加増或減少。所々以彼御本予又令校達定。而可有越度。重可校多。

文明五載初夏廿有八 隆量

とあることから、一次本に兼良自身が「或加増或減少」という改変を加えた二次本が、文明五年「一四七三」に作成されたと考えられることを指摘した。兼良はこの年、京の戦火を逃れ滞在していた南都興福寺大乘院にて『日本書紀』講を行い、それに伴い一次本から二次本への改訂がなされたのだった。ただし、この時点で成った二次本『纂疏』は、本来の三分冊のうち第一冊を欠いており、未整理な部分を残すものであっただろうこと、それ以降に第一冊が補充され、全体があらためて清書されただろうことを、別稿では論じた。この最終的に補充・清書された二次本の姿を現在に伝えるのが、兼良自筆本（現存せず）から直接書写された、天理図書館蔵清原宣賢書写本（永正七年「一五一〇」写、天理図書館善本叢書『日本書紀纂疏 日本書紀抄』八木書店、一九七七）、および東京国立博物館蔵下部兼永書写

本（永正九年写）である¹⁹。

兼俱が長祿三年の時点で書写し得たのは一次本であつたはずだが、吉田文庫旧蔵本に関して、西田ノートに残された冒頭部の範囲には、一次本と二次本との間に大きな異同が存在しない²⁰うえ、原本に改編が加えられており、実際の検証は困難である。そこで岡田注（3）前掲論は、西田ノートに書写された冒頭部と「全く一致している」本文を持ち、「同系統本に近い」写本である、神宮文庫蔵御巫清白氏旧蔵『日本書紀纂疏』に拠りこの点を論じている。御巫本『纂疏』について、岡田氏は「御巫本と兼俱の（稿者注―兼良の）の誤であろう。宣賢書写本を指す）『纂疏』の間には各所に甚だしい相違がみられる。例えば、引用仏典の増補、或は削除など両本に異同が多い」とし、「御巫本と現存する兼良の『纂疏』との異同は、まさに「或加増或減少」ということに合致する。御巫本の祖本となるべき兼俱書写本は、その奥書により長祿三年に写していることから、康正初稿本に拠つて、のち兼俱の手が加えられたものである。これに対して現存する永正七年清原宣賢書写の『纂疏』をはじめとした諸本は、加増削除した文明再稿本の転写本と考えられる」という判断を下している。すなわち、吉田文庫旧蔵本および御巫本の兼俱書写系『纂疏』を、一次本に基づくものと見るのである。

これに対し、神野志注（15）前掲論は、享保版本や、その祖本と同系統の写本と見られる蓬左文庫蔵『日本書紀纂疏』（二次本）と、宣賢書写本（二次本）との間の異同を全体にわたって検証したうえで、吉田文庫旧蔵本・御巫本と同系統の写本として、宮内庁書陵部蔵『日本書紀神代卷訣釈』を取り上げ、異同箇所を検証から、全五巻のうち一―三卷（神代上部分）が二次本、四・五卷（神代下部分）が一次本をもととする、「取り合わせ本」的性格を持つことを示した。吉田文庫旧蔵本もまた同様であつたとすれば、長祿三年書写の本そのものではあり得ないことになる。

そこで、以下実際に兼俱書写系諸本について、兼良『纂疏』一次本・二次本それぞれとの差異を確認しつつ、この点を詳細に検証してゆきたい。

その際、これら兼俱書写系諸本における、『日本書紀』本文（いま、一書を含めこう呼ぶ）注釈部分の体裁についてあらかじめ断っておかねばならない。兼良『纂疏』では、注釈対象箇所の本文を、「及其至為地」のように、対象範囲の最初二文字と最後二文字のみを挙げるかたちで省略して示す（この点、一次本・二次本の差はない）。これに対し、兼俱書写系本では、この「○○至△△」の部分を省き、代わりに該当本文を大字で注釈の前に全掲出する形式をとる。²¹ 兼良『纂疏』が『日本書紀』を別途手もとに置いて見るべきものであるのに対し、兼俱書写系本はそれのみで完結するものとなっているのである。以下の比較にあたってはこの本文引用形式の差異は捨象し、注釈部分の差異のみを検討対象とする。

卷一・二について

ここからの比較にあたり、兼良『纂疏』一次本には、蓬左文庫本・享保版本に加え、島原文庫蔵肥前松平文庫本を用い、二次本には、宣賢書写本および兼永書写本を用いる。兼俱書写系本には、書陵部本・御巫本・國學院本を用いる。

兼良『纂疏』は、一次本・二次本ともに、全体を六巻に分ける構成をとる。うち前四巻が神代上の注釈にあたり、後二巻が神代下にあたる（ただし享保版本のみ、神代上Ⅱ五巻・神代下Ⅱ三巻の全八巻に分ける）。

兼俱書写系本では、巻一・二（総論～神代上前半）相当部は、岡田論によれば一次本系、神野志論によれば二次本系ということになる。実際には、一次本と二次本との比較の決め手となる本質的な異同は、巻一・二の範囲においてはほとんど存在しないのだが、わずかに次の二例を指摘することができる。

A 本文注解冒頭部、『日本書紀』全体の章段を示す箇所。

蓬左文庫本・松平文庫本（享保版本無し／一次本）

六、本文註解。此中大分為十一。（第一～第七略）第八、經營天下。第九、天孫降迹。第十、兄弟／易幸・第十一、神皇／承運。前八在上、後三在下。

宣賢書写本・兼永書写本（二次本）

六、本文註解。此中大分為十。（第一～第七略）第八、天孫降迹。第九、兄弟／易幸。第十、神皇／承運。前七在上、後三在下。

B 神代上第五段本書、「大日靈貴」の「靈」字の釈義。

蓬左文庫本・松平文庫本⁽²³⁾・享保版本

靈者精也、妙也。

宣賢書写本・兼永書写本

靈者女之字也。

見る通り、Aでは、「經營天下」段の有無に関わって、『日本書紀』の章段把握が一次本（神代上Ⅱ八段、神代下Ⅱ三段）と二次本（神代上Ⅱ七段、神代下Ⅱ三段）とで異なっており、⁽²⁴⁾両者を分ける大きな指標となる。二次本は巻四

後半において、一次本にあった「第八、經營天下」段の区分を取り消しているので、それにあわせてこの冒頭部での章段表示も変更されたのである。Bでは、「靈」字の釈義が一次本と二次本とで全く別物になっている。

兼俱書写系諸本の該当箇所にあたると、Aでは、「本文注解。此中大分為十一。（中略）第八、經營天下。第九、天孫降迹。第十、兄弟易幸。第十一、神皇承運上卷八段」と、細行注部分に言い換えを含みつつも一次本に合致することが明らかである。ところが、Bについては、「靈者女之字也」と、二次本と合致しており、これらの二例のみから、兼俱書写系本卷一・二の性格を判断するのは困難である。

このため、いま、より詳細な一文字単位の異同について、兼俱書写系本と一次本・二次本との比較を行う。兼俱書写系本には書陵部本、一次本には蓬左文庫本、二次本には宣賢書写本を用い、適宜同系他本により校異を確認する。書陵部本と蓬左文庫本とが合致し、宣賢書写本とは異なる箇所が多ければ、兼俱書写系本は一次本に近いことになり、その逆であれば二次本に近いことになろう。ただし、分析を確実なものとするため、「从」「以」「名」「各」「心」「必」のように、字体の類似から複数の写本で偶然同じ誤写が起り得る例は除外した。同様の理由により、「注」「註」「和」「倭」のように通用する例、異体字、踊り字による略記の例も除いた。左表に、書陵部本と合致する側をゴチックで示す。上段の頁数は、便宜的に宣賢書写本影印（天理図書館善本叢書）のものを用了。

【表1】

頁	書陵部本	蓬左文庫本	宣賢書写本
11	凡吾国名	凡吾国名	凡吾国名

14	拳足踐踏	拳足踐踏	拳稚足踐踏
16	誠其心	誠其心	誠其意
17	※已得脫離此處	已得脫離此處	已得脫此處
18	有如是事	有如是事	有如此事
18	雨以時而順之	雨以時而順之	雨以時順之
18	人君昭哲	人君昭哲	☆人君哲
20	中絶謂之折也	中絶謂之折也	中絶謂之折
22	未分之一氣	未分之氣	未分之一氣
22	氣形質具而未相離	氣形質具而未相離	氣質具而未相離
22	混淪者言万物相混淪而	混淪者言万物相混淪而	混淪者万物相混淪而
22	譬諸一氣在混沌	譬諸一氣在混沌	譬諸氣在混沌
23	※混沌不止氣	混沌不止氣	混沌不止義
24	人生於天地之間	*人生天地之間	人生於天地之間
29	物則陰之形	物則陰之形	物則陰之状

42	五畿内及東山之八国	五畿内及東山之八国	五畿内東山之八国
41	以淡路洲為胞	以淡洲為胞	以淡路洲為胞
41	在胎之時	在胎之時	果在胎之時
40	泰卦之象也	泰卦之象也	泰卦之義也
38	不必以瓊玉為之飾	不必以瓊玉為之飾	不必以瓊玉之飾
38	万物為利於人也	* 万物為於人也	万物為利於人也
37	六神為六子者所以上有	六神為六子者所以上有	六神為六子者所以有
34	中者四方之中央	中者四方之中央	中者中方之中央
33	天上寬廣平正	天上寬廣平正	天上寬廣平生
33	說文高平曰原	* 說文高平曰平	說文高平曰原
33	一書中又有一說也	一書中又一說也	一書中又有一說也
33	合在上一書之末	在上一書之末	合在上一書之末
30	從無而歛有	從無而歛有	從無歛有
30	田鼠為鶉	田鼠為鶉	田鼠化為鶉

42	豊国謂豊日別	豊国豊日別	豊国謂豊日別
43	以越州并之秋津洲	以越洲并之秋津嶋	以越洲并之秋津洲
43	今三越与畿内之地	今三越与畿内地	今三越与畿内之地
44	天御中主高魂神魂等三尊	天御中主高魂神魂尊	天御中主高魂神魂三尊
44	水草多生者	水草多生者	水草多 _{生者}
44	以柱为中心	以柱为中柱	以柱为中心
46	然云卜丁事实何也	然云卜丁事实何也	然言卜丁事实何也
46	然由時量	然由量	然由時量
46	准住名成二十中劫	准住各成二十中劫	准住劫各成二十中劫
47	第三説又明投矛獲地也	第三説又明投矛獲地也	第三説又明矛獲地也
47	第五説明二神改巡交會也	第五説明二神改巡交會也	第五明二神改巡交會也
47	第七説明生大八洲也	第七説明生大八洲也	第七説明生大八洲
47	第八説又明生八洲也	第八説又明生八洲也	第八説明生八洲也
47	以礫馭慮嶋為胞	以礫馭慮嶋為胞	以礫慮嶋為胞

49	有如是類	有如是地類	有如是類
50	一陰一陽之謂道	一陰一陽之謂道	一陰一陽謂之道
52	船亦二神之所化生也	船亦二神之所化生也	船亦二神所化生也

右表のうち、※を付した17「已得脱離此處」、23「混沌不止氣」の二例は、國學院本にそれぞれ「已得脱此處」、「混沌不止義」となっており、兼俱書写系本内部での異同があるため、一応考察の対象から外すこととする。※を付した24「人生天地之間」、33「説文高平曰平」、38「万物為於人也」の三例は、松平文庫本および享保版本では書陵部本・宣賢書写本と合致するかたちとなっており、蓬左文庫本固有の誤写に起因する差異として除外できる。一方、☆を付した18「人君哲」は、兼永書写本には「人君○哲^昭」となっており、宣賢書写本の脱字の可能性があるため除く。すると、残る異同箇所の数、蓬左文庫本で十一例、宣賢書写本で三十一例となる。

宣賢書写本の場合、同じく兼良自筆本からの直接の転写本である兼永書写本との対校により、書陵部本との相違箇所は、親本である兼良自筆二次本に遡るものと見てよい。他方、蓬左文庫本の場合、これを含めた一次本系諸本は、いずれも兼良自筆一次本からは数次の転写を経ていると思われ、その過程における誤写の可能性をも加味しなくてはならない。にもかかわらず、蓬左文庫本との差異の方が少なく、宣賢書写本との間にはその三倍近い異同箇所が認められることから、書陵部本巻一・二は、基本的に一次本をベースとする写本であったと判断される。

すると、その場合、明白に二次本との共通性を示す、B「靈者女之字也」の例をどう理解するかが問題となる。こ

れに關しては、次の二通りの可能性が考えられよう。

- i、この箇所のみ、後次的に二次本に合わせて改訂された。
- ii、兼俱書写系本の親本となった一次本に、すでに「靈者女之字也」とあった。
 - ii について補足する。稿者は別稿において、兼良『纂疏』二次本の卷一・二部分が、兼俱の所持していた一次本卷一・二の写しをもとに、兼良によって再書写されたものであったと考えた。その想定が正しいとすれば、兼良自筆一次本に「靈者精也、妙也」とあったのが、兼俱所持本の段階で「靈者女之字也」と変更され、それを兼良がそのまま再書写した（＝二次本）可能性が生まれる。

各々の注の性格から検討した場合、一次本の「靈者精也、妙也」は字書類に見えない積義で、兼良独自の説と考えられる。二次本の「靈者女之字也」は、『説文解字』に「靈、女字也」とあるのに由来する。『纂疏』には多くの『説文解字』からの引文があり、それらは『古今韻会舉要』を通じた引用であることが指摘されているが、⁽²⁵⁾『古今韻会舉要』には『説文解字』「靈」字の項は登載されていない（だからこそ一次本では独自説により解釈しているのだろう）。また、他例では「説文曰」と出典を明示するのが通常であり、ここは異例に属する。

一方で、兼方本および兼夏本『日本書紀』神代卷の頭注にも、同様に「靈_{女字}」とあるのが注目される。かれこれ見合わせれば、ii のケース、即ち兼良一次本が吉田家側の手に渡った際、卜部家伝来の説をもって書き換えられた可能性も無視できないと思われる。

卷三・四について

つづいて、卷三・四（神代上後半）相当部の検討に移る。ここも、岡田論によれば一次本系、神野志論によれば二次本系ということになるが、これについては引用文献の大幅な異同を含め、神野志論の指摘どおり二次本的特徴が明らかである。左に神野志論が一次本と二次本の比較のために挙げた例を一例掲げる（神代上第五段一書第六、勅任三子条。ただし、神野志論では一次本として享保版本を掲げるが、ここでは蓬左文庫本を用いる）。

蓬左文庫本

滄海原潮之八百重者、言海水之深広也。猶言水輪厚八億由旬也。諸書說潮、其言不同。按高麗図経云、潮汐往来、応期不爽、為天地之至信。山海経、以為海鱣出入之度。浮屠書、以為神龍變化所致。寶叔蒙海嶠志、以為水隨月之盈虧。盧肇海潮賦、以謂日入海而潮生、月離日而潮大。王充論衡、以為水者地之血脉、隨氣進退。大底天包水、々承地、々在天中、水浮天之外。（中略）又抱朴子曰、月之精生水。又陽燧取火於日、陰鑑取水於月。蓋月之与潮氣類相通可知矣。

宣賢書写本

滄海原潮之八百重者、言海水之深広也。猶言水輪厚八億由旬也。諸書說潮、其言不同。如此書之言、則潮汐謂月神之所治也。臨安志論潮曰、高麗図経云、潮汐往来、応期不爽、為天地之至信。古人嘗論之、在山海経、以為海鱣出入之度。浮屠書以為神龍之變化。寶叔蒙海嶠志、以為水隨月之盈虧。盧肇海潮賦、以謂日出于海、衝擊而成。王充

論衡、以為水者地之血脉、隨氣進退、率末之尽。又余安道海潮図序云、古之言潮者多矣。或言如橐籥翕張、或言如人氣呼吸、或云海鱗出處、皆亡經拠。唐世盧肇著海潮賦、以謂日入海而潮生、月離日而潮火。自謂極天人之論、世莫敢非。（後略）

傍線部はそれぞれの独自箇所である。次に兼俱書写系本として書陵部本の該当箇所を掲げる。

書陵部本（括弧内は國學院本により訂正）

滄海原潮之八百重者、言海水之深広也。猶言水輪原（厚）八億由旬也。諸書說潮、其言不同。如此書之言、則潮汐謂月神之所治也。臨安志論潮曰、高麗図経云、潮汐往来、応期不爽、為天地之至信。古人嘗論之、在山海經、以為海鱗出入之度。浮屠書以為神龍變化。寶叔蒙海嶠志、以為水隨月之盈虧。盧肇海潮賦、以謂日出于海、衝擊而成。王充論衡、以為水者地之血脉、隨氣進退、率末之尽。又余安道海潮図序云、古之言潮者多矣。或言如橐籥翕張、或言如人氣呼吸、或云海鱗出處、皆亡經拠。唐世盧肇著海潮賦、以謂日入海而潮生、月離日而潮大。自謂極天人之論、世莫敢非。（後略）

見る通り、異同箇所は基本的に宣賢書写本（二次本）と合致することがわかる。神野志論が挙げた他の例でも、一次本・二次本間のまとまった異同に関して、書陵部本はいずれも二次本に合致する傾向を示す。この点、御巫本・國學院本にも違いはない。したがって、現存兼俱書写系本は、吉田文庫旧蔵本の奥書に言う長祿三年の書写本（一次本）そのものではないことが確認される。岡田論の推定どおり、吉田文庫旧蔵本が御巫本と同系の写本であれば、吉田文庫旧蔵本それ自体も、奥書にいうとおりの本ではなかったことになる。

ところが、一方で兼俱書写系本の卷三・四相当部はまた、二次本そのものでない。それは、より小規模な異同箇所

を閲すると、次のような例が見出だされるからである。

【表2】

頁	書陵部本	蓬左文庫本	宣賢書写本
61	氣属陽血属陰	氣属陽血属陰	×
81	五誓約生神也	五誓約生神	×
91	賞善罰惡則勸懲之道也	賞善罰惡則勸懲之道也	×
93	四石凝姥鑄日像也	四石凝姥鑄日像	×
98	×	×	一云常陸国郡名
98	×	×	五述就根国初也
99	神変難思之事也	神変難思之事也	×
100	×	×	此中有三初述清地建宮二述作和語三明生大己貴神
103	次一書也是第二段	次一書是第二段	第五說有三初
103	×	×	二述三神分布之功三述進雄入根国

103	何況於神明乎	何況於神明乎	×
103	一云謂舟浮水也	一云謂舟浮水也	一謂舟為浮宝見下也
103	下浮宝此言舩也	下浮宝此言舩也	×
103	×	×	恐是紀州之山乎

右はすべて書陵部本が蓬左文庫本と合致し宣賢書写本とは異なる例であり、81「五誓約生神也」、93「四石凝姥鑄日像也」、98「五述就根国初也」の場合から窺えるように、それは文脈全体の分節の仕方になど及ぶ。ここでは分かりやすい例のみを掲げたが、他にも一字乃至数字程度の異同で書陵部本が蓬左文庫本とのみ合致する箇所は、卷三・四相当部の全体にわたって存在し、総数は百五十近くにのぼる。これは、兼俱書写系本の卷三・四相当部（書陵部本では卷二・三）が、一次本と二次本との合成本であることを示している。その際、二次本をもとに一次本を用いて書き換えたという過程を想定すると、大きな異同箇所は二次本のまま残し、一字から十字以下の些少な異同ばかりを書き換える必然性は考えられないから、兼俱書写系本の卷三・四相当部は、一次本をベースとし、大きな異同箇所を中心に二次本を用いて書き換えた本であったことになる。

卷五・六について

卷五・六（神代下）相当部については、岡田論、神野志論ともに一次本と判断しており、問題はない。実際、卷三・四相当部に存在したような二次本に基づく改変箇所は、卷五・六の範囲には見当たらない。したがって、兼俱書写系本は、全体的に一次本をベースとし、卷三・四相当部に限り、二次本を用いて部分的な改変を施された本であったという結論になる。すなわち兼俱書写系本は、吉田文庫旧蔵本奥書の記す長祿三年書写本そのものではないが、ただしその基盤となるのが一次本であることから、長祿三年の書写自体は事実としてよいと考えられる。

兼俱書写系本の独自箇所

これまでは、一次本・二次本との異同に絞って考察してきたが、兼俱書写系本には、その他に一次本・二次本のどちらとも異なる独自箇所が多数存在している。なかでも大きな改変は、冒頭部に集中する。

まず、兼良『纂疏』巻頭（以下蓬左文庫本により、括弧内に宣賢書写本の異同を示す）は、
日本書紀纂疏（巻）第一

神代上之一

藤兼良 述

吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（二）

となっており、「叙曰、混沌元氣、沖漠無朕」云々という序文から始まる。つづく注釈部分は、最初に「將釈此書、先開六段。一、撰述人時。二、引拠書典。三、制書凡例。四、本末義訓。五、一書題目。六、本文註解」と全体の構成を示し、以下「初、撰述人時者」云々と具体的な注釈に入ってゆく。このうち「六、本文註解」が『日本書紀』本文の注釈にあたり、量的には『纂疏』の大半を占める。それ以前の「一、撰述人時」から「五、一書題目」までが、製作経緯や書名の解説等の総論部である。

一方、兼俱書写系本（書陵部本による）巻頭には、

ヤマトノマキツイデヒトマキニクルマキ
日本書紀卷第一
ヤマトフミマキノツイデヒトツニアタルマキ

私決釈云、先開六段

一、撰述人。二、引拠書。三、制書凡例。四、本末義訓。五、一書題目。六、本文注解。

とあり、以下「初、撰述人時」の説明から注釈が開始される。「日本書紀纂疏」の題名、「藤兼良」の作者名、および序文を持たず、全体の構成を「私決釈」（後述）なるものに拠るとするのである。

次に、「初、撰述人時」以下の総論部に目を転じると、兼俱書写系本には、兼良『纂疏』からの改変箇所が多数見受けられ、巻頭に近いほどその傾向が強い。「初、撰述人時」項は、宣賢書写本では二十行に亘るが、書陵部本では大幅に省略され僅か五行に圧縮されている（書陵部本の一行文字数は宣賢書写本の約三分の二）。「二、引拠書典」項にも省略があるが、ここでは逆に本来はなかった文が付加されている。例えば、

・「二、引拠書典者、此書以古事記為指南、以旧事記為本拠（以上兼良『纂疏』にあり。以下同）」
古事者神代阿礼所明之旨、安麻呂後記之、旧字者聖德太子撰作之。
決釈云、不取此義。当書者神代諸神ノ書契アリ。舍安者集古書撰編之而已。一書曰ト多載之是也。撰者不加私之言者。

但注解少々在之。依之別^レ無序文。余皆有序。続日本紀無序、例之歟。

・「上古無文字、然結繩刻木約之。」我國神代^{ヨリ}木綿^ヲ以テ結之、賢木^ヲ以テ刻之、其理自然同。五音又神代^{ヨリ}有。今世^ニ用^ル五音反^{カキクケコ}等ノ言、神代^{ヨリ}有之云々。神ノ約^{スル}印^シ、当家今^ニ伝而在之。

など。前者では、ここでも「決釈」によりつつ、『纂疏』説を否定し独自説を主張する点が注目される。後者で神代以来の「神ノ約^{スル}印」が「当家」に伝わっているとするのは、神代文字の存在を主張した兼俱特有の説に関わると見てよい。以下、独自に付加された文のみを左に掲出する。

二、引拠書典

・「有天地以来、万物之情備于音声、是自然之理也。或又神聖相授、託人宣言^{アリ}。」其理自儒釈ノ二教^ニ符合^ス。

三、制書凡例

・「諸書標撰者之名、」舍安両名不題之、何也。如上言、神代ノ書ヲ集編之、不加私言之。故併省之。

・此序文、口伝云、「自天先成而至地後定然後神聖坐其中焉、以上ヲ断^テ為序文。」

四、本末義訓

・本訓者至^テ尊。「自余等又可美・葉木国之類、」皆和語ヲ転^テ漢字^ニ作^{ナリ}。

五、一書題目

・「日者衆陽之宗、人君之表也。故天無二日、地無二王。」此理我国独也。日神ノ玉裔、万代宝祚相続之。外国不然。

・（「神代上」三字に関して）上ノ題号ヲ通題ト云。此^ヲハ別目ト云。

これらの他に、兼良『纂疏』にあつた文を省略した箇所、および『纂疏』の漢文体を和文体に和らげた箇所も頻出

するが、「五、一書題目」の後半以降（「五、一書題目」は分量的に総論部の七分の六以上を占める）は減少し、兼良『纂疏』に近いものになる。全体としては、省略や和らげをも含め、実際に読む場面での理解の容易さを増す工夫と、神代の文字や書籍の存在に関わるものを中心とした独自の主張を織り込むことを中心とした改変と言えよう。

以降は、量的に『纂疏』の本体をなす「六、本文注解」部となる。前述の通り、ここでの大きな改変は、『纂疏』にはなかった『日本書紀』本文が、注釈の切れ目に即して挿入されていることである。無論、これも、吉田文庫旧蔵本奥書に「太閤御抄纂疏、章句分別難義」とあった困難を解消し、実際的な利用のし易さを追求した改変と言える。なお、書陵部本の『日本書紀』本文には、全体にわたって訓みが付されているが、これには兼方本『日本書紀』神代巻の訓が用いられている。ただし、所々に省略や、左訓と右訓の入れ替え、本来訓みのない字に訓を施すなどの改変がある。御巫本・國學院本では、この訓みは大幅に略されている。

注釈本体には、総論部ほどの改変はないが、それでもまとまった文を省略した箇所はあり、始めのうちほどその傾向は強い。独自文の挿入は、頻度は少ないが、文脈理解を補うための短文の挿入を中心にまみ見受けられる。そのなかで、とくに内容上注目されるものを左に掲出する。

①神代上第一段一書第一注、神の名義について

「香節野・浮経野・葉木国等」口伝在之。

②神代上第四段本書注、礫馭慮嶋の位置について

「是等諸説」多口伝在別矣。

③同、佐度洲の名義について

「佐度之名義未詳」但隱岐与双生故別無神名。

④神代上第五段本書注、句句廻馳について

「一説句句廻馳即賢木也。此樹葉風吹而不翻、表正直之道」又云冬寒霜雪不及其色「故神道尚之」寔常住不及妙体也。又仏者云、此木天竺説十波羅提木叉、是即戒名也。

⑤同、日神送天のくだり

「二神功用已成、瓊矛不可復用。故副日而還於天上也」私云、戈者金剛正体、日神之心王也。何別還於天哉。

⑥神代上第五段一書第六注、大直日神について

「大直日謂拳直也」論語云、孔子対曰、拳直錯諸枉、則民服。拳枉錯諸直、則民不服。五常之道、亦如此。

⑦同、筒男三神について

「上中下豎説、浮潜沈横説也」易乾卦曰、初九潜龍勿用。九二見龍在田利見大人。九五飛龍在天利見大人。此三爻則三等也。浮者飛龍在天也。沈者見龍在田也。潜者明矣。

⑧神代上第五段一書第九注、雷神について

「神名帳曰、山城国乙訓郡乙訓坐火雷神社、即丹塗矢之化身、松尾明神是也」又神樂岡神坐霹靂神、今吉田社地主神也。

⑨神代下第九段一書第二注、天津神籬・天津磐境について

「神籬謂叢祠、磐境謂兆域」神道之璽、天兒屋命之苗裔相伝、猶如伝天孫三種之神宝者。

右のうち、例①②は、それぞれと兼良『纂疏』に「名義未詳」「是非未弁、且俟博洽之君子矣」とあつたのを置き

換えており、例③とあわせ、独自の家説の存在を主張するものであろう。その家説が吉田家の説であることは、吉田神社の所在地である神楽岡の祭神について触れる例⑧の存在から明らかである。⑨にしても、自ら天兒屋命の子孫を以て任じ、神籬・磐境の口伝を奥秘とした吉田家の思想の中核に関わること、言うまでもない。また、例⑤の私説は、文明十二年四月の兼俱『日本書紀』講の壬生雅久による聞書（『神代関鍵鈔』）に、「戈、悪_レ害スル兵器ソ。仏説金剛杵、真言宗之独站ソ。是モ一心之源_ヲ表スルソ。（中略）只二神ノ心王ソ」、複数の兼俱講説を編纂した『日本書紀桃源抄』（続抄物資料集成『日本書紀兼俱抄 日本書紀桃源抄』清文堂出版、一九八一）に、「国ノ中_{ナカ}之柱_{ミハしら}、乃天之瓊ソ。此柱ハ中道ノ妙、二神ノ心ソ。金剛正体是也」等とあるのに近く（両聞書中の「二神」は、「日神」をかく聞きなしたもののか）、「私」は兼俱と見てよい。

例④も、文明十二年四月講の両足院藏雅久聞書に、「此サカキハ、風ノフクニモ葉ハヒルカヘラヌソ。又霜雪ニモ色ヲ不変也。常住不変ノ妙体ソ。此榊カ三国自然ノ道理ニ合也。十波羅提木又ノ義ニ合ソ」とあるのをはじめ、文明十三年五月講の景徐聞書、明応九年以降講の円満寺聞書等、兼俱講には頻出する説である。ただし、文明九年四月講の景徐聞書では、「サカ木ヲハ、常住不変ノ妙体テ、正直ノ処ヲ表スルソ。禅閣ノ書ニハ、波羅提木又ト云ホトニ、自然ニ天竺ト合ソ」と、この説を「禅閣ノ書」にあつたものとし、雅久聞書別本（『神代関鍵鈔』）でも、「此榊ハ風吹ニモヒルカエラス、霜雪ニモ色ヲ不_レ変。常住不変ノ妙体也。天竺ニ波ヲ提木又ト云此木ト纂疏ニアルソ」とするのは不審²⁷。これに最も近いものとしては、光宗『溪嵐拾葉集』「一二三一一三四八」「山王御事」中に、「波羅提木又ト者、天竺ノ言ハナリ。此ニハ云戒ト。其故ハ、諸ノ凡夫、四季ノ轉變被移、爲四相被遷移。是ノ生滅去來ノ見、則顯常住不滅相也。故ニ以榊爲神明ノ法體ト也。凡此木ハ、不被移四季木也。故ニ以榊名波羅提木又ト也」（大正蔵2410「76」516

㊦とあるのを指摘し得る。⁽²⁸⁾ また、「常住不變妙体」（書陵部本に「不及」とあるのは、「変」の略体「反」を「及」に誤ったものだろう）は、『中臣祓訓解』『中臣祓記解』（ともに神道大系『中臣祓注釈』神道大系編纂会、一九八五）において、伊勢神宮を本覺神と規定するくだりに見える語である。⁽²⁹⁾ あるいははじめこれらによって補った箇所であったのを、私説に非ずという意味で、手持ちの『纂疏』（「禪閣ノ書」）にある説と言ったものか。

残る例⁽³⁰⁾⑦では、漢籍からの引文を増補しており、他に類例がないが、國學院本では例⑦が「私『易乾卦曰（以下略）』となっており、やはり私意による補入と見てよい。⁽³¹⁾

この他、兼俱書写系本には、頭注・行間注の類の書き入れが多数存在する。また、「日本書紀卷第一」の標題以前の見返しに、「真名者耶麻止此類也。文字ノ音ノマ、ヨム。応神以来至推古、其中間三百余年用之。上宮太子始テ漢字ニ読ヲ負テヨリ、外典内典共以解其理訖。今俗万葉カキト云、是真名カキナリ。万葉ハアヤマレルナリ」という独自の注文や、『先代旧事本紀』序の引用、『古事記』序の引用、継体紀・欽明紀・推古紀からの抄文等の書き入れがまとめて記されている。これらも、兼俱書写系本の独自な一部を成すものである。この巻頭注を含む若干の書き入れについては次節に触れる。

兼俱書写系諸本の系統

岡田前掲論は、吉田文庫旧蔵本・御巫本の他に兼俱書写本の面影を伝える資料として、『日本書紀桃源抄』冒頭に、「拾遺」として収められた引用文の存在を挙げている。京都大学蔵写本で全六丁になる大部の引用だが、その内容は兼

俱書写系本の、巻頭注を含めた総論部の各項（「一、先述人」）、「五、一書題目」に相当する条々、および本文註解のうち「洲壤」「父母和訓」の二項の注釈とから成る。本文註解の二項は次の通りである。

・遊魚浮水上。欲念未起、心牙通身。掌帶光明、無佞他咬。故天地清淨、壽命無量、飛行自在。云如魚遊水也。纂書 洲壤 洲ハ水中可居之地。壤、土塊也。猶言国土。是陰陽氣之所凝結也。（中略）俱舍所謂積水為猛風、所搏擊漸成金輪等者也。

・父母和訓曰加魯伊呂波。加魯猶言數也。曾与須音通。人幼時、父教之以一百千之數。故礼記曰、教數与方名是也。伊呂波者和字四十七字也。（中略）今書本、始写四十七、末写一百千之數者、蓋象于父母也。先和字後數字者、貴吾国字而首書之也。又韻書有字母之名、故象于母孳也。孳力父ソイロハ、此五字ニ五音カソナハルソ。³³

それぞれ傍線部は兼良『纂疏』に本来見えない独自の部分となっている。案ずるに、兼俱説を多く交える総論部に加え、本文註解中から兼俱独自説とその前提となる『纂疏』本文を抜き書き、兼俱講聞書の拾遺としたものと受けとめられる。岡田注（3）前掲論は、この「拾遺」中の所々に「小補曰」という注記が挿まれることから、これが前掲文明十三年五月講の景徐聞書に「其本小補写之」³⁴とあった、小補＝横川景三が兼俱の『纂疏』を書写した本からの引用であると推定している。

この推定は首肯されるが、一方で吉田文庫旧蔵本は、この時横川が書写した兼俱の『纂疏』とは異なる本であったと考えられる。というのも、この「拾遺」と御巫本冒頭部（岡田注（3）前掲論によれば、西田ノート所載の吉田文庫旧蔵本も同文であったという）とを比較するとき、なお注意すべき点が存するからである。

左に、御巫本冒頭部「初、撰述人時」の項を掲げる。

初、撰述ノ人時者、元正天皇養老年中、一品舍人親王并從四位下太朝臣安麻呂、奉^レ勅撰^レ之。同四年五月廿一日、奏^ニ覽^ス之^一。親王者天武天皇第三ノ皇子、淡路帝ノ父也。後^ハ謚^{シテ}曰崇道尽敬皇帝。安麻呂者、神武ノ長子神八井耳命、綏靖天皇之庶兄、彼八井耳之後胤。内外典、各和訓ヲ以テ明^ニ其義理^一。是則名^ヲ仮ル々々名ナリ。先聖德太子神ノ和字ノ書ヲ漢字ニ写ス。是則名^ニ仮ル々々名也。漢字ヲ名^ニ仮テ和語ニ訓^{シテ}後ニ、名^ヲ仮ル々々名ヲ得テ、儒仏ニ教ノ諸書其意ヲ消也。

このうち、「初、撰述人時者」から「彼八井耳之後胤」までは、兼良『纂疏』の「初、撰述人時」の項目から引用文を除き要点のみを簡略化した内容に相当する。一方、「内外典、各和訓以明其義理」以下の傍線部はもととなった『纂疏』には存在しないが、これと同内容の説は、文明十二年四月講の雅久聞書（『神代関鍵鈔』）に、「上宮太子、漢字ヲ以テ和字ノ傍ニ付タ。コレカ仮名ソ。日本ノ字ノ名ニ仮タソ。爰テ始^テ心得タソ。日本ノ字書ニ漢字ヲ付タソ。又、名ニ仮ルト云時ハ、漢字ノ書ニ日本ノ字ヲ付タソ。皆上宮太子シタコトソ。是ヨリ後ハ、一代聖教ヲモ知タソ」、翌十三年五月講の景徐聞書（『神書聞塵』）に、「太子ノ心ハ、内典外典ノ心ヲ、吾カ国ノ人ニ、知ラセウトテ、先ツ神書ヲ、漢字ニナサレタソ。我カ国ノ書ヲ、漢字テヨミ習テ、外国ノ書ヲ、ヨマセウ用ソ。仮名ト云事カ、コレカラ起ルソ。万代ニ及テ、仏ノ内證ヲモ知ソ。仮^{カル}名^ヲ、仮^{カル}名^ニ、二ノ心アリ（中略）一書ノト云テ、マツ漢字ニセラレテ、人ニ知ラセラレタソ。コチノ名ニ、漢ノ文字ヲカルソ。名ニ仮ルカナハ是ソ。此后ニ、内典外典ニ、和訓ヲツケテ、ヨマスルソ。是カ名ヲ仮チヤソ」とあり、以降の兼俱講の聞書類に頻出し、『唯一神道名法要集』等の兼俱の手になる教理書類にも散見される。兼俱の思想のひとつの鍵となる主張であり、ここも『纂疏』を改編するにあたって兼俱が独自に付加した部分と考えてよい。

御巫本・吉田文庫旧蔵本では、見たとおりこれが『纂疏』の要約とひとつづきに本文化されているのだが、『桃源抄』

「拾遺」部では、この「内外典」以下の文は、「初、撰述人時く彼八井耳之後胤」の部分とは別に、数項目を隔てた前に記されている。さらに、兼俱書写系本のうち書陵部本では、この部分は本文にはなく、「初、撰述人時」項の頭書として書き入れられている。ここから、兼俱書写本系諸本は、「内外典」云々のような兼俱の独自説を本文化する傾向のあるもの（御巫本・吉田文庫旧蔵本）と、頭注などの書き入れとして載せる形態のもの（書陵部本）との二種に分けられることになる。⁽³⁶⁾

実際、御巫本には、他にも書陵部本に頭注として存在する文を本文文化あるいは本文の細注化した箇所が散見される。たとえば、書陵部本三丁ウから四丁オにかけて、「神代上」の注釈前後部分の頭書に、1.「涅槃經」⁽³⁷⁾の引用、2.「金剛經」の引用、3.宗廟社稷について、4.神道について、5.天神七代の年数について、6.地神五代の年数について、7.天竺・震旦との紀年の対応について、以上七項目の書き入れがあるが、御巫本ではこれらはすべて「神代上」の直前部分、すなわち「巻第一」の注釈末尾に本文としてつづけ記されている。⁽³⁸⁾

ちなみに、これらの注はすべて『桃源抄』『拾遺』部にも見えるが、いずれも冒頭近くに一括するかたちで記されている。『桃源抄』『拾遺』部では、さらに「真名者耶麻止此類也」云々の注を挟み、先に掲げた「内外典」云々の注がつづく。その後、『先代旧事本紀』序の引用、『古事記』序の引用、継体紀・欽明紀・推古紀からの抄文が引かれるが、書陵部本では、真名に関する注以下のうち、「内外典」云々のみ先述のように本文「初、撰述人時」項の頭書となっているほかは、いずれも見返し部分の書き入れとしてあり、『桃源抄』『拾遺』冒頭の各条は、横川書写本にあった、本文以外の書き入れをまとめて記したものと推察される。

以上から、文明十三年以前に横川の書写した兼俱の『纂疏』では、「内外典」云々の文も、御巫本や吉田文庫旧蔵本

のように本文文化されてはおらず、書陵部本に近い形態であった可能性が高い。

また、先に掲げた『桃源抄』『拾遺』部、「洲壤」注の独自部分（「遊魚浮水上、欲念未起く云如魚遊水也」）は、見出し部分（「遊魚浮水上」）を除いたものが、書陵部本の『日本書紀』本文「故曰開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也」の注釈部分の頭書としても見えるが、御巫本ではこれはその直前、「然後神聖生其中焉」の注釈末尾の細注となっており、『桃源抄』『拾遺』部および書陵部本とは、被注対象の本文を異にする。⁽³⁹⁾ 吉田文庫旧蔵本においてこの箇所がどうなっていたかは不明だが、冒頭部同様御巫本と同じであったとすれば、これも横川の書写した兼俱所持本が、吉田文庫旧蔵本とは異なり、書陵部本に近い写本であった可能性を支持する傍証となろう。

以上を要するに、兼俱書写系の写本には、兼俱自身の関わる場所ですでに二種が存在したと考えられる。すなわち、横川書写本のもとなった本と、兼俱自筆の奥書を有する吉田文庫旧蔵本とである。前者の系統に属するのが書陵部本、後者が御巫本・國學院大学蔵本となる。両者の先後関係については、横川による書写が文明十三年以前である一方、吉田文庫旧蔵本が前掲の奥書によれば明応六年「一四九七」に「法印権大僧都顯海」⁽⁴⁰⁾に授与されていることから、書陵部本のように兼俱独自説を書き入れとして載せる形態が先にあり、後にこれを本文化する吉田文庫旧蔵本・御巫本・國學院大学蔵本のような形態へ改編された過程を想定するのが妥当だろう。そこには、見てきたような『断本書之言句、分纂疏之注解』という作業、注釈本文の改編、さらには『日本書紀纂疏』の題名、著者名等を記さないことともあいまって、単なる『纂疏』の写本たるにとどまらない、独自の一本をつくりだそうとする志向が読み取れる。

なお、兼俱書写系本冒頭に見えた「私決釈」について付言する。久保田注（3）前掲論は、『吉田家日次記』応永五

吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（二）

年「一三九八」四月二日条（兼敦朝臣記）に、吉田社の斎屋で地鎮の祈祷が行われた際、「日本書紀一部・同決釈三卷」他の書が安置されたとあること、および紅葉山文庫本『日本書紀』（国立公文書館蔵）卷二奥書に、至徳三年「一三八六」、兼敦が父兼熙から「此書一部^{卅卷}、決釈一部、私記以下之秘説」を授けられたとあることを指摘した。岡田注（3）前掲論は、ここに見える「（日本書紀）決釈」を、兼俱書写系『纂疏』に引かれた「私決釈」に比定し、吉田家に伝えられた師説を載せたものであろうとした。また、林望「解題」（天理図書館善本叢書『日本書紀^{兼右本} 三』八木書店、一九八三）は、『吉田家日次記』文明二年六月および七月分（兼右卿記）の紙背に、「日本書紀決釈卷第三」として、国常立以下の神名等を記したものがあつたことを指摘した。これは六月分紙背に「□帝系図^{自神代至持統}」（□は裁ち落としによる欠字）とあり、七月分とあわせて残る範囲に関して言えば、国常立神から孝靈天皇に至る神・天皇を、系譜に従い列挙したものである。

兼右本『日本書紀』卷三十奥書には、「（前略）以両本（三条西家本および一条家本―稿者注）見合之、終一部之書功。但猶非無不審、仍以日本紀決釈并字訓抄等正改之了。尤可謂第一之證本矣」とあり（林前掲論）、また兼俱の文明九年四月講景徐聞書および『桃源抄』中には、『日本書紀』の記す火明命の系譜を誤りとして訂正するに際し、「私決釈ト云物我カ家ニアリ」（景徐聞書）、「私決ノ釈ト云吾家ノ師説」（『桃源抄』）等の言及がある（小林注（5）前掲論および岡田注（3）前掲論）。この火明命の系譜に関しては、さらに静嘉堂文庫蔵『日本書紀纂疏』の書き入れにも、「私決ノ尺トテ、違タルコトヲ正ス私抄ニ見ヘタリ」とある。以上を見合わせて、神々・天皇の系譜や、『日本書紀』本文の訓み等の疑義に関する私解を集成したものであつたと推察される。

兼俱書写系『纂疏』中の言及について言えば、「二、引拠書典」中の「決釈云、不取此義」では、批判の対象となつ

た『纂疏』の説（『日本書紀』が、『古事記』を参照しつつ『先代旧事本紀』に基づいて書かれたとするもの）は、もともと『釈日本紀』開題部や『日本書紀私記』丁本に見える説だから、兼熙以前に遡る「吾家ノ師説」中にその批判があつたとしてもおかしくない。もうひとつの、「一、先述人」以下「六、本文注解」までの全体構成の把握についても、一〇五は『釈日本紀』開題部の構成にほぼ相当し、六が述義・秘訓・和歌部を合わせたものに当たるから、『日本書紀決釈』もしくは『私決釈』中に、これと同じ把握が存在した可能性は否定できない。ただし、この構成把握は、仏典注疏の科文に倣い、全体に大小の区分けを行う『纂疏』の注釈方法の有機的な一部をなしており、本来吉田家の「私決釈」に依るものであつたかについてはなお不審も残る。しかし、たとえそれが兼俱の作為であつたとしても、重要なのは、『纂疏』の構成を「私決釈」に依るものとして示そうとするその態度であり、『纂疏』の注釈を、兼良のもことから吉田家の側に惹きつけ、取りこもうとする志向が、そこにもまた顕れているのである。

おわりに

以上に見てきたところを確認しつつまとめよう。兼俱は、兼良『纂疏』一次本の成立後間もない長禄三年、これに兼方本『日本書紀』本文を組み入れ、注釈の所々に改変を施した本を作成した。さらに、『纂疏』二次本の成立後、これを手し、手許にあつた改変本を再度改訂した。ただし、この際の改訂は第二冊（巻三・巻四）相当部分にとどまつた。第一冊にはそもそも改訂すべき異同がほとんど存在しないが、第三冊分までに改訂が及ばなかった理由は定かでない。別稿において、兼良自筆二次本の最終的な成立時期を文明六年頃と推定したが、兼俱が二次本を入手したのも

その頃か、もしくはやや遅れて文明七、八年頃のことであつただろうか。⁽¹⁾

いずれにせよ、二次本入手後に兼俱によって再改訂された本（その系統が書陵部本）は、文明十三年以前、おそらくは文明九年頃に、横川景三により書写された。また、その後の明応六年までに、兼俱自身が関わって再書写されたものが、吉田文庫旧蔵本となった（その系統が御巫本・國學院本）。兼俱のもとにはこの二種の他、長祿三年書写のものとなった一次本、および文明六・七年頃の改訂に利用された二次本と、少なくとも計四種の『纂疏』が存在したことになる。

如上の考察は、同時に、書陵部蔵『日本書紀神代卷訣釈』を、文明年間の「乱後稽古」以後、『日本書紀神代卷抄』に結実する以前の、兼俱による『日本書紀』研究の足跡をとどめる写本と見ることに導く。同書には、神代上巻部分を中心に夥しい頭書の類が存在するが、その多くは御巫本・國學院本にも共通して見られる。したがって、それらは少なくとも吉田文庫旧蔵本の書写以前から存在したことになる。とくに冒頭部の書き入れは、見たように『桃源抄』『拾遺』部にも引用されており、横川による書写時点で存在したことが明らかである。

書陵部本の書き入れは、兼夏本『日本書紀』頭書と共通するものも多く、またその内容は、『日本紀神代抄下』にまとめられた講案の類とも関わりが深い。これらは、兼俱の『日本書紀』理解が、『纂疏』の受容とも関わりつつ、どのように形成されていったのかを考える指標となろう。その具体的な分析を次稿の課題としたい。

注

(1) 以下、資料の引用の際には旧字を適宜新字に改め、句読点は私に付した。

- (2) 兼俱の『日本書紀』講に関わる諸文献については、小林千草『日本書紀抄の国語学的研究』（清文堂出版、一九九二）によって広範な紹介・整理がなされている。以下の本稿の記述にあたっても、多く同書を参照した。
- (3) 久保田収「吉田神道の成立」（『中世神道の研究』神道史学会、一九五九）、西田長男「吉田兼俱自筆本中臣校抄解題」（『中臣校・中臣校抄』叢文社、一九七七）、岡田莊司「日本書紀神代卷抄解題」（『兼俱本日本書紀神代卷抄』統群書類従完成会、一九八四。一部は『吉田兼俱の日本書紀研究』として初出『國學院雜誌』82―11、一九八二）、小林注（2）前掲書、等。
- (4) 西田注（3）前掲論、岡田注（3）前掲論。
- (5) 小林千草「兼俱自筆本の成立と『幻抄』（注（2）前掲書所収、初出一九七五）が「反故集」と呼ぶもの。同論に「巻第二」に関する注釈部分の分析がある。
- (6) 久保田注（3）前掲論、岡田注（3）前掲論、小林注（2）前掲書、等。
- (7) こうした『纂疏』の位置づけは、徳盛誠「清原宣賢『日本書紀抄』試論」（『史料としての『日本書紀』』勉成出版、二〇一一）に負う。
- (8) ヴィクトリア・ストイロヴァ「吉田兼俱『日本書紀神代卷抄』論序説」（『国語と国文学』82―4、二〇〇五）。
- (9) 久保田注（3）前掲論、出村勝明「吉田神道神経群の成立並びに吉田神道の成立期」（『吉田神道の基礎的研究』臨川書店、一九九七。一部は「吉田神道の成立」として初出『神道史研究』21―5、一九七三）、中村啓信「開題」（天理図書館善本叢書『日本書紀纂疏 日本書紀抄』八木書店、一九七七）、岡田注（3）前掲論、等。
- (10) 伊藤聡「文明五年以前の吉田兼俱の斎場所」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊第17集、一九九〇）。
- (11) 小林注（5）前掲論、岡田注（3）前掲論。
- (12) 久保田注（3）前掲論。
- (13) 久保田注（3）前掲論、岡田注（3）前掲論、原克昭「『日本書紀』講釈史・点綴」（『中世日本紀論考』、法蔵館、二〇一二、初出二〇〇六、二〇〇八）。
- (14) 以下、別稿に述べたことと一部重なるが、そこでは要点のみに留めたため、あらためて兼俱の問題の側から詳論する。
- (15) 一次本・二次本の呼称は、『日本古典文学大辞典』『日本書紀纂疏』の項（中村啓信）および神野志隆光「『日本書紀纂疏』の基礎的

吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（一）

研究」〔変奏される日本書紀』東京大学出版会、二〇〇九、初出一九九二）による。

(16) 『纂疏』成立過程の詳細は別稿に論じた。併せて参考を請う。

(17) 文明十三「一四八二」年から三十年前は『纂疏』一次本の成立以前となるが、兼俱の記憶違いとする岡田注（3）前掲論の見解に従う。

(18) 神野志注（15）前掲論による呼称。祐範書写より数次の転写を経た写本とみられる（近藤前掲「日本書紀纂疏の成立」）ためこう呼ぶ。同系統の写本に東北大学狩野文庫蔵本がある。

(19) この他、文亀三年「一五〇三」に藤原俊通が兼良自筆二次本から書写した一本のあったことが、その転写本である香川大学神原文庫本奥書により知られる（中村注（9）前掲論、神野志注（15）前掲論）。俊通書写本はまた、祐範書写系本の校合本としても用いられている。

(20) 一次本の一系統である享保六年「一七二二」版本（神道大系『日本書紀註釈（中）』神道大系編纂会、一九八五）には、見出しの付加や大幅な省略等の独自要素が存在するが、版行時の改変と考えられ、ここには関わらない。

(21) 吉田文庫旧蔵本奥書に「断本書之言句、分纂疏之注解」、文明十三年五月講景徐聞書に「本書二部ヲワリテ、入タソ」というところが、これに相当する。この場合の「本書」は『日本書紀』本文を指すと見てよい。なお、享保版本もまた、兼俱書写系本同様、『日本書紀』本文を全掲出するスタイルをとるが、これは兼俱書写系本とは別個になされた処置であったと考えられる（神野志注（15）前掲論）。

(22) 兼俱書写系諸本は、写本により巻の分け方が異なるため、本来の兼良『纂疏』の構成を基準として以下の論を進める。

(23) 同写本のみ「靈」を「霊」とする。

(24) 神野志注（15）前掲論。

(25) 二藤京『日本書紀纂疏』の「日本」〔国語と国文学』83—4、二〇〇六）。

(26) なお、これらの講説に関連するものとして、兼俱書写系『纂疏』、神代上第四段一書第一、礫馭慮嶋生成のくだりの頭注に、「空海云、天柱、天瓊戈也。又名天逆戈。又名金剛宝剣。又名天御量柱。唯是天地開闢之図形、天御中主也。独昭「鉦」変形座也。諸仏菩薩一切群生心識之根本、一切国王之父母也」（いま書陵部本に拠る）とあるのを指摘し得る。同文は、兼俱『日本書紀神代卷抄』

頭注や、『日本書紀桃源抄』に引く「抄云」としても見える。

(27) 『纂疏』二次本のうち、兼永書写本には兼俱書写系本との異同注記があり、この説をイ説として傍書する。さらに、兼永書写本第一冊を転写した天理図書館蔵梵磬書写本では、この傍書が本文化されている(異同注記を脱文の補正と見誤ったものだろう)。あたかも兼良『纂疏』にそのような文言があったかのように見えるが、そうではない。

(28) 兼夏本『日本書紀』神代巻に見える兼俱の書き入れ中には、「伝教大師尺曰」「山家大師尺曰」「慈覚大師尺曰」「智證大師尺曰」等の引文があるが、これらはいずれも同文を義源『山家要略記』(鎌倉後期)中に見出せる。また、前掲『神祇雑々』には、『山家要略記』をはじめ天台系諸書からの引文が集められており、一部は兼夏本書き入れとも共通するが、同書中には兼俱を四代遡る吉田兼熙の私案が見え、こうした天台系の神道説が吉田家に伝来していた様子がうかがわれる。

(29) 『中臣祓訓解』および『中臣祓記解』の、兼俱の『中臣祓』講釈における影響については、西田注(3)前掲論に詳しい。

(30) 兼俱書写系本との異同を記す兼永書写本『纂疏』でも、例⑦との異同注記は、「イ私曰易乾卦曰(以下略)」となっている。

(31) 以上のような例に、その他の省略・付加箇所をもあわせ見るとき、「各所に甚だしい相違がみられる」という岡田注(3)前掲論の言も故なしとしない。ただし、それは巻三・四相当部を除いて、基本的に兼良の改訂に由来する相違ではなく、兼俱の改変によるものとみるべきである。

(32) 前掲、続抄物資料集成に影印を収録する。

(33) 『桃源抄』「拾遺」部の「摩力父ソイロハ」には錯乱があると見られ、傍線部はもと「カソイロハ、此五字ニ五音カソナハルソ」とあったものだろう。これに対応する頭注は、書陵部本に「父母ノ訓ニ依テ五音ヲ知。カハ牙音、ソハ歯音、イハ、アイ第一二次字母、喉音、ロハ舌音。ハハ唇音」とある(御巫本にはこの注なし。國學院本は「アイ第二字母」をこの箇所欠く他は同文)。

(34) 小林前掲『日本書紀桃源抄』(二)は、『桃源抄』の編纂者が、「当初、横川所持の(部割)本日本書紀纂疏」をもとに自らの聞書(漢文脈のものを含む)を取り入れて日本書紀抄を作ろうとしていた」が、『纂疏』を越える内容の少ないこと、「兼俱補訂部分の漢文が拙劣な変体漢文の域を出」ないことを理由に作業を中断した名残りが「拾遺」部であると推定したが、この点は肯えない。そうであれば、本文注解部分から、「洲瓊」「父母和訓」の注のみを選んで引用する理由が説明できないだろう。

(35) 横川が文明十三年以前のいつ書写を行ったかは確定できないが、吉田文庫旧蔵本の場合、奥書に見える「法印権大僧都頭海」に同

吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（一）

書が授与されたのが、「結度之講席、遂重々面授畢」った時のことであつたことから類推すれば、横川が聴講したと見られる文明九年講に近い時期と考えるのが妥当か。小林前掲「八日本書紀桃源抄」（一）は、『桃源抄』に引かれた文明九年四月講の横川による聞書と見られる部分に、『纂疏』が漢文体で忠実に引かれていることから、この講の時点で横川が兼俱所持本『纂疏』を書写していたと判断しているが、これはいったん聞書を終えた後に『纂疏』を入手し補訂したと見ることを妨げるものではない。むしろ、終講後に聞書の不備を補うため、横川が『纂疏』の書写を希望したとも考えられるのではないか。いずれにせよ、同講の終了した文明九年九月から遠くない時期の書写であつた可能性が高い。

(36) なお、國學院本は御巫本にきわめて近い写本であり、冒頭部も御巫本と（したがって吉田文庫旧蔵本とも）一致する。ただし、御巫本や國學院本においても、書き入れのすべてを本文化するものではないことを付言しておく。

(37) 『涅槃經曰』（書陵部本のみ「曰」字無し）として引かれるのは、「諸惡比丘不解我意、宣說十二部經、隨文取義、作決定說。三世諸仏怨。当知此人滅我」という文だが、これは『大般涅槃經』をはじめとする涅槃經典には見られない。実際には、同文は六朝末の偽經である『像法決疑經』（大正蔵3870.1336c）からの節略引用であるが、『像法決疑經』の当該箇所自体、『大般涅槃經』卷九の類似箇所をもとに述作されたものと考えられる（西本照真「三階教の教団規律について」『インド哲学仏教学研究』3、一九九五）。

兼俱がこれを摂取した経緯はいま詳らかにし得ないが、『像法決疑經』の当該箇所に基づくと思われる「依經解義、三世仏怨」の句が、南唐・静・筠編纂の禪宗史『祖堂集』（九五・二）（禅文化研究所、一九九四）卷十四・百丈和尚の項に見え、北宋・道原の『景德燈錄』（一〇〇四）（大正蔵2076.0251a）のような後発の禪宗史、また、金・万松行秀の公案集『從容錄』（一二・三）（大正蔵2004.0263b）等にも引かれていることから（参照、古賀英彦「訓注祖堂集」花園大学国際禅学研究所『研究報告』8、二〇〇三）兼俱と交流のあつた五山禅僧の周辺に伝わっていた可能性も考えられる。

(38) 書陵部本と御巫本・國學院本・吉田文庫旧蔵本冒頭部との間には、他にも「私決釈云、先開六段」につづく「一、撰述人々六、本文注解」を、前者では本文とし、後者では細行注とするといった違いがある。さらに、前述の『日本書紀』本文に対する訓の繁簡の差もここに加えることができる。

(39) 御巫本には、朱筆にて「二行之細字次首書也」という後人の注記が加えられている。

(40) 顕海の名は、これより先の明応三年、兼俱による『中臣菟』講の聞書（石清水八幡宮旧蔵、『大日本史料』九ノ三所引）の本奥書に、

「本云／明応三年十一月之比、於東山吉田卜部兼俱御談筆記之訖 法印顯海」と見えている。参照、久保田注（3）前掲論、岡田注（3）前掲論。

（41）別稿に述べたように、文明六年春から夏にかけて、兼良は兼俱から卜部家本『日本書紀』を借覧している（兼石本『日本書紀』奥書による）。ここからも、この時期、京の兼俱と南都の兼良との間で書籍のやりとりがあったことは間違いない。

*本稿中に引用・言及した資料のうち、文中に翻刻・影印の刊行物を示したものはそれらによる。それ以外に、御巫本および兼永書写本『纂疏』、『神祇雑々』、『吉田家日次記』紙背、紅葉山文庫本『日本書紀』は各所蔵機関での直接閲覧により、『集筆』、『吉田家日次記』本文は天理図書館でのデジタル画像閲覧によった他は、すべてマイクロフィルムもしくはデジタル資料からの複写によった。資料の閲覧・複写の便宜を賜った各機関の御厚意に心より感謝申し上げます。